

～ 医療費助成 手続きに必要なもの ～

- 所得課税証明書は“所得”と“課税”の両方が記載されているものをご準備ください。
- 所得課税証明書は、紫波町で所得が判る方の分は不要です。
- 入院時は「限度額適用認定証」の申請も必要となります。

子ども（0歳～中学生）

- 1 所得課税証明書
(転入の方のみ。収入のある父・母)
- 2 加入中（もしくは加入予定）の健康保険証
- 3 医療費受取用の通帳
- 4 認印

妊産婦

- 1 所得課税証明書（転入の方のみ。夫・妻両方）
- 2 加入中の健康保険証
- 3 医療費受取用の通帳
- 4 認印
- 5 母子手帳（出産予定日確認のため）



重度心身障害者

- 1 所得課税証明書（転入のみ。本人・配偶者・扶養義務者）
- 2 障害を証明するもの
(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、特別児童扶養手当証書1級
または障害年金1級証書のいずれか)
- 3 加入中の健康保険証
- 4 医療費受取用の通帳
- 5 認印



ひとり親家庭

- 1 所得課税証明書（転入のみ。父母本人・もしいれば扶養義務者）
- 2 児童扶養手当証書、遺族年金証書、戸籍謄本（転入のみ）あればいずれか
- 3 加入中の健康保険証
- 4 医療費受取用の通帳
- 5 認印

寡婦

- 1 本人および同一世帯員の所得課税証明書
(転入のみ。前年所得が本人150万円未満、世帯計で300万円未満のこと)
- 2 戸籍謄本（ひとり親として18歳未満の子を扶養していたことの確認用）
- 3 加入中の健康保険証
- 4 認印
- 5 医療費受取用の通帳

